

衆議院 外務委員会

議録 第十一号

(四二七)

昭和二十七年三月二十日(木曜日)
午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長

仲内 慶治君

理賃近藤 鶴代君

足立 篤郎君

大村 清一君

中山 マサ君

黒田 水田

小川 半次君

林 百郎君

守島 守

西村 荣一君

福田 伍郎君

大江 晃君

武藤運十郎君

岡崎 勝男君

石原 登君

登君

佐藤 敏人君

村瀬 忠夫君

外務事務次官

大臣官房長

委員外の出席者

専門員

佐藤 敏人君

外務事務次官

大臣官房長

委員外の出席者

専門員

佐藤 敏人君

外務事務次官

大臣官房長

委員外の出席者

第一類第五号

外務委員会議録第十一号 昭和二十七年三月二十日

認を求めるの件(條約第三号)
ボッダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第八八号)

外国人登録法案(内閣提出第八九号)
国際情勢等に関する件

もありました通り、国家公務員法制定

ます。本案につきましては質疑を終了しておりますので、ただちに討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。

近藤鶴代君。たゞいま議題となりました外務公務員法案に関し、私は自由党を代表いたしまして賛成の意見を述べたいと存します。

出入国管理令反対に関する陳情書外
五十九件(東京都墨田区吾妻町西九
丁目十二番地李教振外二百三十二
名)(第九〇六号)
同外二十七件(姫路朝鮮小学校父兄会
議長李有福外三十六名)(第九〇八
号)
同外六件(唐津市八幡町鄭時東外二
十名)(第九〇九号)

を本委員会に送付された。

平和條約発効の日も近づいており、
わが国としては外交再開に備えて諸般の準備を怠つてはならないでござ
ます。諸外国との平常な外交常時関係
を維持するにあたりまして、この重要
な国務を担当する外務公務員の職責は
国内の内外各地にわたるのであります
し、また外交機密の重要性を考慮しま
すとき、外務公務員を規律する外務公
務員法を制定し、國家公務員法に対する
ある程度の特例を規定することは当然
であると思います。従いまして委員
会の審議中常に問題となりました大公
使、政府代表、全権委員等の人選には
適正を期し、また人事審議会委員の選
任については、その職務遂行の公正が
十分考慮して、適当な人選をされるよ
う政府に要望して、本案に賛成の意を
表するものでございます。(拍手)

○仲内委員長 並木芳雄君。
本外務公務員法案を慎重に検討した結果、結論として條件をつけて賛成する
ことに決定いたしました。しかし昨日もそちらでございましたが、本日もそちら
であるごとく、本法案に対する審議に
ついては政府当局のみならず、與党的態度といふものは、われへから見て
非常に不満足な点が多いのであります。
まず外務公務員法案を議題といたし
ます。本案につきましては質疑を終了
しておりますので、ただちに討論に入
ります。討論の通告がありますので、
これを許します。

近藤鶴代君。

たゞいま議題となりました外務公務員

法案を許します。

吉田外務大臣に対しても、

かくのごとき重要な法案を提案をし

ておいた政府当局においては、所管の

大臣は一度も質を出しておりません。

この法案は、吉田外務大臣に対して

われへとして要望する幾多の点があ
るのでは、絶対にその出席を求めておつ
たのでありますけれども、これに応じ
なかつたといふことははなはだ残念で
あります。従つて幾たびかこういう点
を考慮して、われへとしてはこの法
案に反対してやるうかとずいぶん考
えてありますけれども、政局の
事態というものは、やがてわが党的天
下になることも間近いことと考えます
から、こういうことを考えますと、一
概に血氣にはやることもあとで困る場
合も出て参りますので、結論としては
下にあります。

そこで、この法を可決するにあた
りは、十分これを運用する上において
その他の任免に関する事柄、あるいは
事務議会の人選、その運営などについ
ては、十分これを運用する上において
事務大臣からその点に触れられておつ
たのでありますけれども、大使、公使、
事務大臣からその点に触れられておつ
たのであります。

その他の任免に関する事柄、あるいは
事務議会の人選、その運営などについ
ては、十分これを運用する上において
事務大臣からその点に触れられておつ
たのであります。

事務大臣がこれを申し出で、そうして内
閣が行うということになつております。

特に大使、公使その他の任免は、
事務大臣の専権に属しております。外
務大臣がこれを申し出で、そうして内
閣が行うということになつております。

事務大臣と外務公務員に対する人事を一手
に外務大臣が掌握するといつて過言で
ないであります。

特に外務公務員に対する人事を一手
に外務大臣が掌握するといつて過言で
ないであります。

外務大臣と外務公務員が兼務しておると
きにおいては、一層その人事が一手に
握られてしまつて、他から制肘する道
が開かれていらないといふ点は、よほど
考慮していただきないと、一方に偏し
た人が行われるおそれがあるのです
が開かれていらないといふ点は、よほど
考慮していただきないと、一方に偏し
た人が行われるおそれがあるのです
あります。こういう点は吉田首相がな
どどうなずける理由の一端になるの
あります。

外務大臣のいすを譲らない、なる
ほどどうなずける理由の一端になるの
あります。

をかがされたばかりで、つなぎ船のよ
うに専任の外務大臣になれないで世を
過すのではないかと思う。実際この外
務公務員法を検討してみると、総理大
臣と外務大臣を掌握した者は、事外交
に關しては專権を握つてしまふのであ
つて、この点については私どもいかに
吉田外務大臣に対しても要望しようと思
つたのです。それが出て来ないため
に、その要望も届かないということは
はなはだ残念であります。とくとこの
点を吉田首相兼外務大臣に伝えてほし
いと思います。

どについては、わが党の小川委員から
も特に質問もあり、要望もあつたので
ありますけれども、これもあつてもな
くてもいいような審議会に終らないよ
うに、その人選については十分この法
案の目的とするところが達せられるよ
うに留意してもらいたいのです。
す。そうでありませんと、外務公務員
にせつかくなつた人々の身分、給與、
そういうものを保障する道がとざされ
てしまう。せつかく人材を得て、これ
から民主外交、国民外交の基礎をつく
つて行こうとする外務公務員法案のね
らいまも、水泡に帰するのではないかと
思うのであります。その他数え上げま
すと、相當要望する点がありますけれ
ども、私どもはともかくにも講和條
約発効を目前に控えておる際でござい
ますし、大公使その他を送る道を開か
れた点を喜びとして、この法案が成立
したあかつきには、十分運用の妙を発
揮するということを期待し、かつ要望
しつゝ、本案に賛成の意を表するもの
であります。

○林(百)委員 私は日本共産党を代表して、この法案に反対するものであります。

反対の第一の点は、この法案によりますと、大使、公使の任免はもちらん、選考による外務職員の任命制をとることによつて、外務公務員の任免の実権はまつたく外務大臣の掌中に握られておるのではありません。さらに官職の中にも格付も第五條によりますと、これは外務大臣の掌中に握られておるのでありますまして、これはあたかも外務省の中に外務大臣という天皇があつて、そのもとに外務省といふ天皇制をしくのとまつたくかわりがないのでありますて、これは明らかに天皇制の官僚機構の復活以外の何ものでもないと思うのです。しかもこの外務省公務員法が将来再び日本の全公務員の制度として、これが採用せられる一つの先例をなすものであるといふうにわれわれは考えるのであります。ということは、昨日の夕刊にもあつたように、日本の行政機構の改革あるいは日本の公務員法に対する新しい忠誠、誠をささげる忠誠制度を設けるといふような政府の意向から考えましても、これは單に外務公務員だけの問題ではなくして、この天皇制的機構が日本の全官僚機構に及ぶのではないかといふうに考へるのであります。しかもこの外務大臣の独裁制を強化する一つの方法として、検察の制度があるのでありますから使命したところの検察使を国外に派遣いたしまして、この検察使の報告に基いて必ず外務大臣は必要な措置を

定してあるのであります。こうなりますと、良心的な外交官はまつたくしりぞけられまして、もう外務大臣の鼻息をうかがうに汲々たる茶坊主的の外交官のみが用いられるることは明らかであります。ことにこの警察使といたのは、外務大臣が自分で選ぶことができるのでありますから、吉田外相のごとく、非常に側近制度をなくむことの好きな人は、この警察使に自己の側近、たとえば白洲次郎とかあるいは庶生和子女史とか、こういうような人をかりに用いたとするならば、日本の外交はまつたく吉田一家の私物となるのであります。かくのごときは日本外交を一外務大臣の專斷と私物に化す道を法制化することになるのであります。こういう点からいいまして、われわれはまつたく民主主義に逆行するような本法案には、第一にこの点において反対するのであります。

ある三名は、みずから懲戒処分に付した外務大臣が任命することになるならば、この外務大臣の処分に對して不服を申し立てるという道は、實質的にはまつたくとぎされているのであります。これはもう切捨てごめんの封建時代の大名と家臣との關係と何らかわりないのであります。こうなりますと、良心的な外務公務員はまつたく機密の漏洩の名のもとに、いつでも懲戒処分に付せられ、追放されるということになつてしまふのであります。それでは、今の吉田外交の外交の機密といふのは一体何をさすのであらうか。吉田外交は国会と國民の意思を無視して行政協定を締結しまして、日本をアメリカの植民地とし、日本を中国、ソビエトを仮想敵とした反共の軍事基地にして、さらには最近のアメリカの上院の討議を見ますと、明らかにアメリカの首脣部では、将来日本と李承晩と蒋介石等のアジアの亡命諸政権と太平洋同盟を結成するということをすでに公然と表明しておるのでありますて、このことは日本の國土と國民をあげて反共の侵略戦争のえじきにしようということです。

外務省が、おそらく将来譲り受けられる日本合同委員会の事務を担当する担当行政官厅となると思うのであります。そうなりますと、行政協定の第二十三條によりまして、米軍の軍機保護の名のもとに、たとえば記録の保持といふようなことの責任すら、これを負うことになるのであります。行政協定第二十三條によりまして、新しいアメリカ軍の軍機保護の立法、あるいはその他の措置による取締りが、嚴重に外務省にかつて来るのあります。そうすると、実質的には、外務省の機密漏洩というものはアメリカ軍の機密ということになるのであります。(「こじつけだよ」と呼ぶ者あり)これはこじつけでも何でもないのであります。外務省が合同委員会の事務を担当する限り、これは明らかに外務公務員法による取締りと、行政協定第二十三條によると、この二重の取締りが来るということは、否定できないと思うであります。そして日本の外務省である取締り、実際はこれはアメリカの国防部の下請機関となり、アメリカの秘密特務機関となることは明らかだと思うのであります。私はこのよくなつたく外国の国防省、あるいは国務省の下請機関になるようなことを法則化しているところのこの法案には、賛成できません。

外務大臣は外務省本省並びに在外公館に外国人を採用することができるといふ規定があるのであります。この外国人人は、ただいま吉田内閣がとつておる外交方針、要するに向米一辺倒的な吉田外交の行き着くところを考えますと、これはアメリカ人を採用するということは、想像にかたくないのです。ところがこの外務省に採用された外国人が外交の機密を漏洩した場合には、位につけられるといふことも、またわれくは想像がつくであります。ところがこの外務省に採用された外国人が外交の機密を漏洩した場合には、これは公務員でないといふ名のものと、まつたく刑罰を科する道が開かれおらないであります。日本人は外交の機密を漏洩したといって、懲戒処分にし、刑罰を科しておきながら、外国人に対しては、われくの国費で、まつたく実質的には外務公務員と同じ待遇、同じ地位にありながら、日本の外交秘密を漏洩し、国家の重大な利益に毀損を與えた場合の刑罰規定がないということは、これはまつたく貿易的な法律だと思うのであります。このことは行政協定の中におけるところのいわゆる治外法権、あるいは行政協定中にアメリカ人が日本の国内において、日本の反国家的行動に出た場合も、それが駐留軍あるいはその関係者であると称することによって、日本の政府としては、外国に追放する処置のとり得ないことと相ましまして、まつたく吉田内閣の屈辱的な植民地的な態度を天下に表明する以外の何ものでもないと思うのであります。われくは昨夜これを十分検討したのでありますが、たとえばこの第二條の「この法律において「外務公務員」とは、左に掲

げる者をいう。」という中に、七とし
て、特に外務省において採用した外国人は、この法律に関する限りは外務職員と同一の扱いをする。という規定を入れるか、あるいは第二十七條の中に入れるか、あるいは本処罰規定については、外国人であつても外務省に採用されている者については、日本の公務員と同様にみなす。という規定を入れることによつて、外務省が採用している外国人に対して、機密を漏洩し、國家の重大なる利益を毀損した場合の処罰の道といふものはないであります。その措置を故意にしてないということは、これは明らかに日本の國がまつたく対外的な立場にあると、むしろ法律の上からも表明することになると思うのであります。このような屈辱的な法律に対しましては、日本の國民的名譽にかけても、われ／＼は断じて賛成することができないのであります。

質問したことと関連するものであります。私はこの法律案の第九條に憲法違反の疑いがあると思うのであります。それについて私少し申し述べさせていただきたいと思いますが、この大使及び公使の信任状及び任状、全権委任状を天皇が認証するとしてありますことは、これは憲法の定めるところで当然のことではあります。が、「領事官の委任状」まで天皇の認証を要するといったところに問題点がありはしないかと思います。これには申しません。しかし憲法違反の疑いがある。多分に疑いを含んでおると私は思うのであります。その点を明らかにしてみたいと思います。そのためには憲法の條文の配置の形式上から見て、第一に私は實質論としてこれを論じてみたいと思います。それから第一には憲法の條文の配置の形式上から見て、憲法違反の疑いがある、この二点から論じてみたいと思うのであります。

論と、そうでなくして、天皇の認証が、一つの意思表示として創設的な効果を持つかどうか、言いかえれば、その行為の効力を甚だしく定めようとするものであります。しかし、どうぞ生の要件になるという議論もありまして、このように両論がありますけれども、しかしそれには今日深く触れる必要がないと思います。しかし、どうぞう解釈であるといたしまして問題点があると思います。ただいま申しまして、ようやく、認証とは内閣または内閣總理大臣の権限に属する行為についてそれを効力の発生の條件となるものでありますか、あるいは別の議論によれば、この行為の権威を重からしめるために、それが現われておると考へるのでありますか、そのいぢれであると考えまして、その次に、大使、公使あるいは全権代理の場合と領事官の場合と、どのような相違があるかということを研究してみなければならぬと思ひます。この差異の中から私は問題がわからぬと考へます。しかしながら今日はお話を私の議論の範囲を限定して研究していくたいと思ひます。

だに水解しないのであります。しかし、これは私もなお研究してみたいと思います。

それから次に憲法の條文の配置の形式上から見ましても、第九條には私はどうも違憲の疑いがあるようと思ひのあります。元来憲法の規定から見まして、外交使節に対する委任状または信任状の認証は、憲法第七條の五号の問題として取扱うべきものであると私は考えます。これを八号の問題とすべきではないと思うのであります。八号では、なるほど「批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること」ということになつておりますけれども、この八号の場合の「その他の外交文書」というその文書の中には――委任状はなるほど外交文書ではありますけれども、この委任状といふ外交使節に対する文書は含めるべきものではない。こう考えるのが私は憲法の本格的な、真正面から取組んだ解釈であると考えます。そこで八号に政府の御説明のようにこの文書をもぐらせると、ことになりますと、実質上において五号を変更することになります。

外交使節に対する認証は「全権委任状及び大使及び公使の信任状」というふうに憲法で限定されておると私は考えておりましたのに、この法律案によりますと、第八号に新たに委任状に対する認証事項をつけ加えることになり、外交使節に対する委任状及び信任状の認証をする場合の五号の限定を破るものであります。第八号に領事官に対する委任も改正し、五号に領事官に対する委任も天皇の認証事項として付加する

というふうに出ておいでになりますならば、これは私ども一個の問題として十分に考慮してみてもよろしいと思います。領事官に対しても天皇の認証を要する。領事官に対する委任状が出来られるべきものであるから、そこでこの委任状には認証をするというような御意見でありますなれば、事実上は困難でありますようが、私は憲法の第五号を真正面から改正する問題としてお出しになるのが正當な方法であると考えます。それをそのようにしないで、第八條の外交文書の中に領事官に対する委任状を含めて、そしてこれを認証事項とすることによって五号を改正したと同様な効果を発生させようと、いかように政府がお考えになつておりますことは、私は合法的でありますけれども、法律制定によつて憲法改正の効果を上げようとするることは許されないと私は思います。私はこういうふうに考える。政府はただいま法改正の手続は第九十六條に定められ申しますように、八号の文書の中にこの問題を含ませるという解釈であります。なるほどそのように取扱うことができないこともありますまい。新しい法律をつくつて、それが「法律の定めるその他の外交文書」というものになるのだといふように解釈すること——なるほど私はそういう解釈が全然できぬことは考えません。しかしそれはいかにも苦しい解釈でありまして、決して憲法と本格的に取組んだ態度ではない

と私は考えます。こういうもぐり的な解釈をして、憲法第七條第五号を実質的に改正するような効果を生ぜしめるの疑いがあることをどうしても否定することはできないのです。この二点はひとつ與党的な者も十分に御研究願いたいと思います。私もなお研究してみたいと思います。とにかくこういうことが憲法違反の疑いがある。これはもうより的解釈である。こういうことはやるべきことではない、こう私は言いたいのであります。

国家公務員法では第九十一條により認められた基本的人権でありまして、これを蹂躪することは許されないのです。そうでありますからその員の場合に限つて、しかも第十九條の外務次官の場合のような重大な冤罪として取扱われるような場合であるにもかかわらず、この権利を剥奪するということは、明らかに基法の個人権の蹂躪であります。外務次官は先日私のこの問題に關する質問に対する御答弁の中では、弁護人につけると何か機密の漏洩がなされることがあります、これは私は外務当局としてよく弁護人を入れない方がよいのですが、こういうように仰せられたのでもう一度御反省願いたいと思います。もし弁護士会の人々が外務次官の仰せられるなことを聞きましたら、これは斜彈になりますが、機密が漏れるかもしれないかもしれません。弁護人に対する侮辱であつてからであります。弁護人を穢罵裁判とつければ、機密が漏れるかもしれないということをお考へになることは、これは私がしば／＼政府を戒めておりますところの官僚的態度といふのです。そういう官僚風に考えるべきではない。職務中に国防保安法によつて尾崎秀實、ゾルゲなどが死刑に処せられた。あのいわゆる重大な國家の機密漏洩事件におきましてさえ弁護人が非難を現在まで受けているのです。機密漏洩の事案について弁護人

いたしまして、本案は憲法違反の疑い

があり、かつ運用の面について多くの不備欠陥を有するゆえをもつて反対いたします。

○仲内委員長 武藤連十郎君。

○武藤(連)委員 私もこの法案に反対いたします。その理由はただいま

をいたしました。その理由はただいま

で反対の各位によつて述べられた通りであります。

○仲内委員長 これにて討論は終局いたしました。

外務公務員法案について採決いたしました。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○仲内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○仲内委員長 次に千九百四十六年十二月十一にレーニ・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九

百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件を議題といたします。

本件は質疑を終了しており討論もないようではありますので、ただちに採決いたします。本件を承認すべきものと議決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○仲内委員長 御異議がなければ本件は承認すべきものと決しました。

なおただいま採決いたしました二件につきましての報告書の作成は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仲内委員長 御異議がなければさよ

うとりはからいます。

○仲内委員長 次にボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案及び外国人登録法案の二案を本日の日程に追加いたしまして、二案を括議題といたします。政府側より逐次提案理由の説明を求めます。石原外務政務次官。

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律

(出入国管理令の一部改正)
第一條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第二條 第二号を次のように改め

二 外国人 日本の国籍を有しない者をいう。
第四章第一節中第二十二条の次に次の一條を加える。

(在留資格の取得)

第二十二条の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由

に因り第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九條第一項の規定にかかるわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から六十日を限り、

引き続き在留資格を有することができる。

○仲内委員長 御異議がなければ本件

が生じた日から六十日を限り、引続き在留資格を有することができなく本邦に在留することができるのは「旅券に永住許可の証印」である。

2 前項に規定する外国人で同項

の期間をこえて本邦に在留しようととするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

第二十一条第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在

留資格の取得の申請(第四條第三項第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く。)の手続に適用する。この場合において、第二十一条第三項中の「在留資格への変更」とあり、又は同條第五項中「在留資格の変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第六項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と、同條第七項中「書換」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

3 第二十一条の二第三項における在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二条の二第四項において適用する第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

第七十条に次の一号を加える。

八 第二十二条の二第三項において適用する第二十二条第六項の規定による在留資格及び在

留期間の記載を受けず、又は第二十二条の二第四項において適用する第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

第七十一条に次の一号を加える。

八 第二十二条の二第三項において適用する第二十二条第六項の規定による在留資格及び在

留期間の記載を受けず、又は第二十二条の二第四項において適用する第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第三百七号)による登録証明書」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第二号)による外国人登録証明書」に改める。

第二十四条第一項第四号へ中

「外国人登録令」を「外国人登録に關する法令」に改める。

第二十五条第一項に次の一号を加える。

七 第二十二条の二第三項における在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は

第二十二条の二第四項において適用する第二十二条第三項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は

第二十二条の二第四項において適用する第二十二条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は

第二條 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一に該当するものが引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間は、出入国管理令第二十二条の二第一項の規定にかかるわらず、この法律施行の日から六月とする。

二 昭和二十年九月二日以前から

一 連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者

二 二十七年法律第二号による外國人登録法(昭和二十七年法律第二号)による登録証明書

三 日本国との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留する者

四 入国登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

五 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

六 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

七 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

八 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

九 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十一 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十二 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十三 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十四 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十五 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十六 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十七 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十八 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

十九 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十一 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十二 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十三 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十四 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十五 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十六 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十七 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十八 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

二十九 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十一 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十二 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十三 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十四 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十五 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十六 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十七 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十八 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

三十九 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

四十 二十七年法律第二号による外國人登録証明書を所持するものと、同條第七項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替えるものとする。

の査証とみなす。

第一項に規定する日本国領事官等

4 この法律施行の際に連合国最高司令官から再入国の許可を受けている外国人の所持する旅券にされている再入国許可の証印は、当該証印に明記された有効期間中は、出入国管理令の適用については、同令第二十六條第二項に規定する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合国最高司令官の再入国許可を受けて本邦から出国しようとする外国人又は当該許可を受けて現に出国している外国人については、出入国管理令第九條第三項但書の規定にかかわらず、再入国に際し上陸許可の証印をするときには、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

6 日本国との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力発生の日ににおいて日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

（入国管理令の一部改正）

第三條 入国管理令設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改める。

第十六條第二項の表中		仙台出張所	仙台市	北海道	宮城県	福島県	岩手県	青森県	山形県	秋田県
札幌出張所	札幌市	北海道	仙台市	宮城県	福島県	岩手県	青森県	山形県	秋田県	

（将来存続すべき命令）

第四條 第一條及び前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

（命令の廃止）

第五條 左の命令は、廃止する。

（命令の廃止）

第六條 第二十号を次のよう改め。

二十一 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による外國人の登録に関する事務を行うこと。

二十二 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十七号）によ

る。日本国籍を有しない者のうち、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、輪船上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。

二十三 日本の国籍以外の二以上の国籍を有する者は、この法律の適用について、旅券（出入国管理令第二條第五号に定める旅券をいう。以下同じ。）を最近に発給した機関の属する国の国籍を有するものとみなす。

（登録証明書の交付の申請）

第三條 本邦に在留する外国人は、

本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内に、本邦において

外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三

章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が

繰り上げる。

第七條第四号中「外国人登録令及び臨時措置令」を削り、同條第七号中「外国人登録令」を「外国人登録法」に改める。

第八條第八号中「外國人登録法」を削る。

八 入国管理令は、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録令（昭和二十七年法律第二百二十七号）による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とする。

九 入国管理令は、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録令（昭和二十七号）に改め、同條第十七号を削り、同條第十八号を同條第七号とし、以下順次「号」づつ

札幌出張所	札幌市	北海道	宮城県	福島県	岩手県	青森県	山形県	秋田県
仙台出張所	仙台市	宮城県	福島県	岩手県	青森県	山形県	秋田県	

に改める。

一 旅券	二 写真	三 撮影された五センチメートル平面写真
------	------	---------------------

一 登録証明書交付申請書一通	二 旅券	三 写真
----------------	------	------

一 登録証明書交付申請書一通	二 旅券	三 写真
----------------	------	------

1	（目的）	第一條 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することに關する臨時措置令（昭和二十九年政令第二百二十七号）の附則に本邦を有する者の渡航制限に
2	（定義）	第二條 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附屬する島で外務省令で定めるものをいう。
3	（登録証明書の交付の申請）	第三條 本邦に在留する外国人は、
4	（登録証明書の交付の申請）	本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内に、本邦において
5	（登録証明書の交付の申請）	外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が

一 同居の親族	二 前号に掲げる者以外の同居者	三 出産に立つ会つた医師又は助産婦
---------	-----------------	-------------------

の書換を申請しなければならない。

前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしきればならない。

(都道府県又は市町村の廃置分合、境界変更等に伴う居住地の記載の書換)

第九條 外国人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の廃置分合若しくは境界変更によつてその属する市町村に異動があつた場合又はその居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の变更があつた場合には、通常なく、その居住地が新たに属することとなつた市町村又は当該名称の变更があつた市町村の長に対し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならない。

(居住地以外の記載事項の書換)

第十條 外国人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、書換申請書に登録証明書を添えて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の記載の書換をしきればならない。

長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の記載事項の書換をしなければならない。

3 市町村の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、記載事項の変更を証する文書の提出を求めることができる。

4 第八條第五項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。この場合において、第八條第五項中「第二項」とあるのは、「第十條第一項」と読み替えるものとする。

(登録証明書の有効期間)

第十一條 登録証明書の有効期間は、交付の日から二年とする。

2 外国人は、前項の期間満了前三十日以内に、登録証明書を居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

3 前項の申請の場合において、十

四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 市町村の長は、第二項の申請があつた場合には、通常なく新たに皆謄証明書を交付しなければならない。

5 第三條第六項の規定は、第二項の申請をした場合に準用する。この場合において、第三條第六項中「第一項」とあるのは、「第十一條第二項」と読み替えるものとする。

2 外国人は、本邦を出国する場合は、当該外国人に代つてしなければならない。

(登録証明書の返納)

第十二條 外国人は、本邦を出国する場合は、その者が出国する出

管埋所設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。

2 外国人は、外国人でなくなった場合には、その事由が生じた日から十四日以内に、居住地の市町村の長に登録証明書を返納しなければならない。

3 外国人が死亡した場合には、第十五條各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、その死亡の日から十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならない。但し、当該外国人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 第二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理厅長官に送付しなければならない。

(登録証明書の携帯及び呈示)

第十三條 外国人は、常に登録証明書を携帯していなければならぬ。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理厅長官に送付しなければならない。

(登録証明書の交付、引替、再交付、再交付及び書換の申請、登録証明書の交付、引替交付及び再交付、登録証明書の返納並びに居住地変更の届出の手続並びに登録証明書交付申請書、登録原票、登録原票の写票、登録証明書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書返納命令書、登録証明書再交付申請書、再交付申請理由書、居住地変更届書、居住地書換申請書、書換申請書並びに第四條第七項及び第十三條第三項に定める地方公團体の職員の身分証明書の様式は、外務省令で定める。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

(指紋の押捺)

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第二項の申請をする場合は、代理による申請、届出及び返納を受ける。

4 第二項の規定により登録証明書の交付、引替交付申請書又は指紋を押捺しなければならない。

(代理による申請、届出及び返納)

第十五條 外国人が十四歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障に因り自ら申請、届出若しくは返納をすることができない場合には、第三條第一項、第七條第一項若しくは第二項の申請若しくは第五項、第八條第一項、第二項若しくは第六項、第十條第一項、第一項、第十一條第二項又は第十二條第一項若しくは第二項の申請若しくは三万円以下の罰金に処する。

(申請等の手続及び申請書等の様式)

第十六條 市町村の長は、第八條第四項若しくは第七項、第九條第二項又は第十條第二項の規定により登録証明書の交付を受けた場合には、登録原票の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県の旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けた場合には、登録原票の写票の記載事項の書換をしなければならない。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 都道府県の旨を通知した場合には、政令で定めるところにより、登録原票、登録証明書、登

録証明書交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を押捺しなければならない。

5 第三條第六項の規定は、第二項の申請をした場合に準用する。この場合において、第三條第六項中「第一項」とあるのは、「第十一條第二項」と読み替えるものとする。

(登録証明書の返納)

第十七條 登録証明書の交付、引替交付、再交付及び書換の申請、登録証明書の交付、引替交付及び再交付、登録証明書の返納並びに居住地変更の届出の手続並びに登録証明書交付申請書、登録原票、登録原票の写票、登録証明書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書返納命令書、登録証明書再交付申請書、再交付申請理由書、居住地変更届書、居住地書換申請書、書換申請書並びに第四條第七項及び第十三條第三項に定める地方公團体の職員の身分証明書の様式は、外務省令で定める。

2 外国人は、入国審査官、入国警備官(入国管理厅設置令に定める入国警備官をいう)、警察官、警察吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他外務省令で定める地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の呈示を求められた場合には、これを呈示しなければならない。

3 父又は母

4 前各号に掲げる者以外の親族

5 その他の同居者

(登録原票等の記載の書換)

第十六條 市町村の長は、第八條第四項若しくは第七項、第九條第二項又は第十條第二項の規定により登録証明書の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県の旨を通知しなければならない。

2 都道府県の旨を通知した場合には、政令で定めるところにより、登録原票の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県の旨を通知しなければならない。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

(登録原票等の記載の書換)

第十七條 登録証明書の交付、引替交付及び再交付、登録証明書の返納並びに居住地変更の届出の手続並びに登録証明書交付申請書、登録原票、登録原票の写票、登録証明書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書返納命令書、登録証明書再交付申請書、再交付申請理由書、居住地変更届書、居住地書換申請書、書換申請書並びに第四條第七項及び第十三條第三項に定める地方公團体の職員の身分証明書の様式は、外務省令で定める。

2 都道府県の旨を通知した場合には、政令で定めるところにより、登録原票の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県の旨を通知しなければならない。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

(登録原票等の記載の書換)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

1 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は書換の

一 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は書換の申請に關し虚偽の申請をした者

二 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定による登録証明書の交付、再交付又は書換の申請を妨げた者

三 第三條第六項又は第十一條第五項において準用する第三條第六項の規定による命令に従わなかつた者

四 第六條第四項の規定による命令に従わなかつた者

五 第六條第四項の規定による命令に従わなかつた者

六 第七條第五項又は第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書を携帯せず、又はその呈示を拒んだ者

七 第十三條第一項又は第二項の規定に違反して登録証明書を携帯せず、又はこれを妨げた者

八 第十四條の規定に違反して指紋の押なつをせず、又はこれを妨げた者

九 他人名義の登録証明書を行使した者

十 行使の目的をもつて、登録証明書を他人に譲り渡し、若しくは貸與し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸與を受ける者

十一 前項の罪を犯した者には、懲役又は禁令及び罰金を併科することができる。

第十九條 第十五條に規定する場合において、同條第一項各号に掲げる者が、第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項若しくは第十一項、第十二條第一項若しくは第七條第五項若しくは第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付若しくは書換の申請をしなかつたとき、又は第七條第五項若しくは第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して返納しなかつたときは、五千円以下の過料に処する。第三條第四項の規定に違反して申請をしなかつた父又は母、同條第五項の規定に違反して申請をしなかつた者及び第十二條第三項本文の規定に違反して返納しなかつた者も、また、同様とする。

(過料の裁判の管轄)

第二十條 過料の裁判は、簡易裁判所が行う。

○石原(幹)政府委員 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の提案理由を御説明いたします。この法律案は平和條約の発効に伴うるいわゆるポツダム命令の措置の一環として、外務省関係の諸命令の改廃のものから六月とす。6 旧外国人登録令第十一條第一項に規定する者で同令の規定による登録証明書を所持するものは、第三條第一項の規定にかかわらず、この法律の規定に基いて登録証明の交付を受けた外国人とみなす。7 旧外国人登録令の規定による登録の申請でこの法律施行の際当該申請に対する処分がされていないものは、この法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。8 旧外国人登録令の規定による登録証明書を有する外国人は、第五項後段に規定する当該登録証明書の有効期間の満了前三十日以内に、第十一條第二項の規定により、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。9 住民登録法(昭和二十六年法律第二百八十八号)の一項を次のように改正する。
第二十七條中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第二百八十八号)」に改める。

外務省関係のボッダム命令は出入国管理令、外国人登録令、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令、朝鮮人中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島県または沖縄県に有する者登録令及び入国情管理令設置令の五件であります。このうち出入国管理令及び入国情管理令設置令につきましては、一部改正の上存続し、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令及び朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島県または沖縄県に有する者登録令は廢止することとし、また外国人登録令に関する限りは、この際これを廃止した上、新たにこれにかわるべき外国人登録法を制定することとし、別途法律案を提出いたしております。

この法律案のおもな内容といたしましては、第一は出入国管理令及び入国情管理令設置令の一部を改正することとあります。すなわち占領終結に伴い、現行の連合国最高司令官による人國許可の制度、その他占領に付随する内容の諸規定を削除するとともに、平和條約の発効に伴い新たに日本の国籍を離脱する朝鮮人及び台湾人に対する取扱い等の経過規定を設けることあります。

第二は北緯二十九度以南の南西諸島人の内地渡航制限令の撤廃であります。現在占領下の特殊事情として行かれております内地渡航の制限は、平和條約発効後においては、南西諸島と本邦との関係を考慮し、将来特別の事情

第三は出入国管理令及び入国管理令設置令を、平和條約発効後も法律として効力を與え、存続せしめることであります。この二つの政令は昨年十一月、わが国の入国管理に関する既存の法令及び機構を再検討し、一般に認められた國際慣行に一致せしめ、司法保護組織または警察組織とまつたく關係のない機構のもとに、外国人の管理制度が運営されるべきであるとの連合国最高司令官の覚書に基いて制定されたものであります。この趣旨精神は平和條約発効後もあくまで尊重し維持すべきものと考えまして、とりあえずこれを法律に切りかえる措置を講じた次第であります。

以上が本法律案の提案理由でござります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

次に外国人登録法案の提案理由を御説明いたします。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月ボツダム勅令として、終戦後に於ける最初の外国人管理法規として制定実施せられたものであります。その後昭和二十六年十一月、出入国管理令の施行に伴い、一般外国人の出入国については、管理令の適用を受けることとなり、従つて外国人登録令は、一般外国人の登録関係と朝鮮人及び台灣人の出入国の規則とがその内容をなすに至つたのであります。

平和條約発効後においては、朝鮮人及び台灣人は日本の国籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受け

ことだと相なりました。従つて現行の外国人登録令の連合国最高司令官の入國許可及びこれに付随する不法入国者の退去強制等の規定は、外国人登録令としては不必要となり、ここに根本的な改正を必要とするに至りましたと同時に、登録関係の規定の内容においても不備な点が多くございますので、この際政府としましては、外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定いたしまして、平和回復後の在留外国人の管理の適正を期して参りたい所存であります。

以上が本法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられますよう希望いたします。

○仲内委員長 ただいまの二案に関する質疑は次回に譲ることといたしました。

○仲内委員長 次に国際情勢等に関する件について質疑を行うことといたします。質疑を許します。

○黒田委員 ちよつとその前にただいま政府が御説明になりました法案に関する、譲事進行として発言をお許しいります。

今日突如として御提出になりましたこの両法律案は、わが国の国際的地位、国際関係という面から見まして、非常に重大な内容を持つ法律であります。ことに現在進行中と伝えられております蔣介石政府との平和條約締結問題、あるいはまた日韓会談等にも重要な関係を持つものであります。そのような問題を無視して、この法律案だけを審議するということは不可能であると考えます。両案はこのよろしい重要な法律案であります。そこで私は、こ

の間から繰返してお願いしておるのでありますけれども、吉田総理大臣にぜひ一度この委員会に御出席を願いたい。実質上岡崎さんが外務大臣であらましょから、もう吉田総理は外務委員会に出席する必要はないというふうにお考えになつておるかもしませんが、やはり私は総理大臣に直接いろいろとお尋ね申し上げてみたいと思うことがあります。何回もと申しましては、御老体のことになりますから、御迷惑であろうと思いますが、せめて一回だけでも、ことにこの法律案の審議にあたりましては、ぜひ吉田総理の御出席をおとりはからしいだきますよう、この点特にお願い申し上げたいと思います。

○仲内委員長 その点はよく了承して、極力とりはからることにいたします。

それでは国際情勢等に関する件について質疑を行うことといたします。質疑を許します。林百郎君。

○林(百)委員 時間の関係上、二問だけお聞きしたいと思います。一つは細菌戦の問題について、日本の政府とともに看過しがたい事態が発生しておるのでありますて、これについて政府の責任ある答弁を求めていたと思うのであります。ロンドンの十六日発のU.P.N.よりますと、国際民主主義法律家協会のオーストリア代表あるいはベルギー代表の調査によりますと、この国際民主要義法律家協会の調査団は、米軍が朝鮮で細菌戦術を行つて多くの証拠を集め、それから細菌武器が実際に使用されているのを目撃した。これはそれもオーストリア代表、ベルギー代表の発表であります。これにつ

声明によりますと、米帝国主義者は、この犯罪の準備を進めるにあたり、日本軍国主義の御用学者である日本の細菌戦犯から公然と協力を受けた、彼らは日本の戦犯石井四郎、若松有次郎、北野マサゾウを朝鮮で指揮した、これらの連中に對しては、一九五〇年二月一日、ソビエト政府は主要細菌戦犯として国際軍事法廷に引渡すことを提案したものですと、戦争罪犯につきまして、東委員会の対日基本政策の決定によりますと、戦争罪犯ににつきまして、連合国の他の国によつて、その国民に対する犯罪を理由に要求された者は、最高司令官によつて、裁判のため、まことに訴人として、あるいは他の理由で必要とされない限り、右の他の国に引渡さるべきであるという規定が、あるのであります。そこで私は本日政府にお聞きしたいことは、ソ同盟政府が一九五〇年二月一日、細菌の戦犯として石井、北野、若松らの引渡しを要求したのであります。これについて日本の政府からは何らの回答もなねず、またこの戦犯について、いかなる処置をしていたかということについての発表も、われへ聞いておらないのであります。事実的な問題となり、日本人の名前がここに出ておる。しかかも細菌戦については、日本のかつての関東軍が一九四〇年から四五五年の五年間にわたつて、三千人の人員を殺傷して、実験をして、相当細菌戦の研究をして、実験をして、相當細菌戦の研究をしたということは、すでに日本の普

通の雑誌、週刊誌にすら発表されております。そこで私はこの戦争犯人としてソ同盟から引渡しを要求されておる戦犯の石井四郎、若松有次郎、北野マサゾウ、この三名について、日本政府は現在いかなる処置をしており、どこに所在し、どういう監督をしておるかということについて、政府の責任ある答弁を聞きたいのであります。

○岡崎國務大臣 林君がいろいろ述べられましたが、國際民主主義何とか、北鮮民主主義何とか、民主主義といふ非常に混同しますが、それは共産主義のことなのかどうか、それを言われると、もつとはつきりすると思います。そういうことを、いくら名前だけ民主主義連盟とか言われても、非常に卑怯なやり方だと思います。もう少し正体を明らかにされた方が、お互いにいいだらう思います。

そこで御質問の点ですが、われくはまだそういうことについては何ら承知しておりません。従つて調べたこともなければ、所在を確かめたこともございません。

○林(百)委員 岡崎國務大臣の答弁是非常にふまじめだと思うのですが、あなたの言うことこそ私は何を言つておるかわからぬのであります。少くとも北鮮の外務大臣あるいは中華人民共和国の外相である周恩来が、これを国連に報告をし、国連でもソ同閣代表がこれを取上げ、しかもロンドンから十六日のU.P.電報によれば、これは國際民主主義法律家協会の調査の結果であります。こういう結果に基いて、日本人の名前が出て、この三名の協力をアメリカ側では求めておるとい

戦争犯罪人に対して、政府が適当な処置をとることは、当然の国際的な義務置をとることとは、当然の国際的な義務でありますから、私はこの戦犯である石井四郎、若松有次郎、北野マサツヨの三人を、日本政府はどういう処置をしておるのか、またこの所在がどこにあるかということの報告をあなたに聞いておるのであります。あなたはわれんぐの質問に対して全然誠意がない。そういうふまじめな態度でなくして、今政府はこれに対してもう考えておるとか、あるいは石井、若松、北野に対するは、目下こういちところにこういて、ソ連盟からこういいう要求があつたけれども、日本政府としてはこういう措置をとつたということを、もつとまじめな答弁をしてもらいたい。あまり人をなめたような態度はやめてもらいたいと私は思う。

答弁できないというなら、十分調査し
てからでけつこうです。また無責任な
質問だと言いますけれども、少くとも
朝鮮人民共和国の外務大臣に、あるいは
中華人民共和国の外務大臣——あなた
たはそら言えばげら／＼笑つてゐるけ
れども、一体あなたが対象としておる
台湾の蔣介石だとかなんとかと、中華
人民共和国と、どちらが中國人民四億
人の支待を受けてゐるのですか。台湾と
交渉しても、来るのはバナナくらいの
ものだ。しかもソ同盟に入つた人口何
億といふ人たちが、この細菌問題につ
いて真剣に考えておるときに、あなた
は無責任な質問だとは何です。あなた
こそ何です。李承晩だとか蔣介石だと
かいちよろな、幽靈みたいな政権と仲
好くして、心中しようとし、中華人民
共和国とかソ同盟とかの外交関係を全
然無視しておるじやないか。どつちが
ふまじめか。蔣介石や李承晩の肩を待
つのがまじめで、人民の圧到的な支持
を受けておる朝鮮人民共和国や中華人
民共和国の立場から立つて、こういう
嫌いをかけられておるのはどうかと質
問するそれが、何でふまじめなのか、
はつきり言つてもらいたい。それとも
よう短かい時間に、あなたから決定的
な答弁をもらつもりはありませんけ
れども、この次にあなたの方から、も
う少し調査してもらつてからでけつこ
うです。少くとも常識からいつても、
関東軍の細菌犯としてソ同盟から指
名されている者が日本国内で戦犯で
何でもないといふことがどうして言
へるのですか。少くとも陸軍の中将、
少将、しかも関東軍でこういう特別な
任務に服していた者です。私はあなた

にもう少し根拠を申しますれば、ジユ
ネーヴ條約によりますと、窒息性のガ
スあるいは毒性的ガスあるいは細菌学
的戦争方法を戦争に使用することは禁
示する、こういう国際條約もあるので
す。それに対して、少くともこういう日
本人の名前が出ておる以上、政府も、
これは調査したところが、実はこれこ
れこういうわけで、関係がないならな
い、あるいはそういう疑いがあるなら
あるということを、堂々と国会に表明
することが、またわれ／＼がそれを質
問することが、何でふまじめなんだ。
もう一度あなたの答弁を聞きたい。

○岡崎國務大臣 第一あなたは正確に

ものを言つておられない。ソ連邦から
最高司令官並びに日本政府に戦犯の引
渡しの要求があつたと言われるけれど
も、ソ連邦から直接に、日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから
善処するという約束を農民にしておる
神奈川県高座郡相模原町の土地の接收
問題について、あなたに質問したい。

○林(百)委員 この問題は私はこれで 打ります。

岡崎國務大臣がそういうふまじめな
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府
も、ソ連邦から直接に、日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ねー、あるいは毒性的ガスあるいは細菌学
的戦争方法を戦争に使用することは禁
示する、こういう国際條約もあるので
す。それに対して、少くともこういう日
本人の名前が出ておる以上、政府も、
これは調査したところが、実はこれこ
れこういうわけで、関係がないならな
い、あるいはそういう疑いがあるなら
あるということを、堂々と国会に表明
することを聞いて、この問題についての質
問することが、何でふまじめなんだ。
もう一度あなたの答弁を聞きたい。

○岡崎國務大臣 司令部にあつたかどうか
うかは、私は知りません。ただ司令部
から日本政府に何らそういう話はない
ことです。かつてアメリカが来て出
せと言つても、われ／＼は出せないの
だ、こうなつたら一人くらいの佐倉宗
五郎ではだめだ、皆が佐倉宗五郎でな
い。これだけを申し上げておきます。

岡崎國務大臣がそういうふまじめな
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ういう申入れはない。従つて日本政府にそ
ととしては、最高司令官から何か申出が
あるなら別であるけれども、今までそ
ういう申入れは一つもない。調査する
必要も何もない。今までないのだから
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

わがままな軍閥、軍国主義者、これに
対して日本政府独自の立場から取締れ
ということは、国際的に命令されてお
るじやないですか。だから第一に、司
令部にそういう申入れがあつたかどうか
疑はこれで打切りたい。

○岡崎國務大臣 司令部にあつたかどうか
うかは、私は知りません。ただ司令部
から日本政府に何らそういう話はない
ことです。かつてアメリカが来て出
せと言つても、われ／＼は出せないの
だ、こうなつたら一人くらいの佐倉宗
五郎ではだめだ、皆が佐倉宗五郎でな
い。これだけを申し上げておきます。

岡崎國務大臣がそういうふまじめな
答弁をしますから、今度はあなたの選
挙地盤で、あなたが行つて、みずから善処する
といふ。これは当然のことじやないかと思
います。

○岡崎国務大臣 私の性格を直してください。
おどろくべき、まことにありがたいの
英語と日本語で書かれた札はとつても
いいのだということを言つていいです
ね。町長に外務委員会で岡崎がこう答
弁をしたからと行つて言いますよ。あ
なたはいつもちやらんぱらんだからそ
れを締める意味で、今度は事実を調べ
て持つて来たのです。それでなければ
あなたの中ちやらんぱらんな性質が直ら
ぬから言つのですよ。

ですが、そういう札は私は見たことはありません。従つて知りませんが、そういうような種類の札を出すわけはないから、それは間違いに違いないと思
います。

つて行つていいですね。それが英語で書いてあつても、だれかがいたずらをしたものと見ればいいですね。それをもう一度確かめるために私質問したわけあります。

○岡崎国務大臣 それは私はまだ調べてないからわからないけれども、もしもあるとすれば間違いに違いない、こう言つておる。

○林(百)委員 間違いだからそんなものは町長のところへ持つて行つていいですね。

○岡崎国務大臣 間違つたものは、それ／＼の手続によつて取除けばよろしいのです。

○林(百)委員 なおこの問題は私の方でもう少し調査して、もう一度岡崎さんに聞きます。

○仲内委員長 並木君。

○並木謹賀　私は三月八日付の総司令部指令として出た覚書について、お尋ねしておきたいと思います。それは兵器とか航空機その他の生産を日本に許されるという覚書であります。その内容は大体新聞に報道されたところのものかどうか。それからこの指令による武器の製造禁止の緩和ということはどういうところにねらいがあるか。この指令がなくても、平和條約の効力が発生すれば、当然日本としては兵器の製造が許されるものと了解しております。しかしながら武器の製造禁止の緩和の指揮のねらいに相呼応して、賠償工場の指定の解除ということが出で参りましたけれども、賠償工場の指定の解除は三月八日付のこの指令と関連があるのかどうか。賠償工場で兵器とか弾薬とかそういうものをつくるために、今度急いで解除になつたのかどうか。それから兵器製造禁止の緩和の目的とするところは、国際連合に協力する線で出て来ておるのか、あるいはこれから日本に駐留する米軍のために使われる線で出て来ておるのか、あるいは日本の警察予備隊や海上保安隊で使う裝備をつくるための線から出で来ておるのかどうか、そしてもし将来日本がつくらる意思があれば、原子兵器というのもも、これでつくる道が開かれたのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

由な立場に立ちまして、何ら制限を受けておらないのであります。でありますから、国内でこういふものはつくらぬ方がいいからといって、つくらなければこれは別であります、国際的にこういふものを持つつちやいかぬといふ禁止は何もないであります。従つて平和條約の効力発生は間近ではあります、ただいままだ形式的には占領下にあるわけであります。そこで占領軍としましては、できるだけ講和條約発効の前にも、それに沿つたものに日本の国内の態勢をすべて持つて行つた方がいいという建前から、この緩和をいたしたのであります、それに並木君も御承知かと思ひますが、「ファーザー・アブルーヴ・オブ・ヘッド・クオータ」、という文字があるのです、それで、占領下といふ關係から、全然制限なしというのでなくして、司令部の了解さえあれば、どうことになつておるのであります。将来どうなるかというお話をりますが、これは今申した通り、日本としては條約の表面からいえば、たとえば軍隊を将来国民が持ちたければ、陸軍でも海軍でも空軍でも、何でも持つことに至于て制限はないであります。それと同様に、こういふいろ／＼の製作についても何にも制限はないであります。ただ憲法その他の關係上、考慮すべき点はむろんありますから、国内の措置としては別であります、国際関係だけからいいますれば、武器製造につきましても、軍隊の維持につきましては、何ら制限がない状況になるのであります。

それはこの三月八日付の司令部の指令と関連があるのじやないですか、賠償工場の指定解除をやつて、そこで急いで兵器というようなものをつくらせよう、そういう目的があるのでないかと思うのですけれどもいかがですか。

○岡崎国務大臣　これは全然関係ありません。賠償工場の方はただいまも賠償の指定はされておりますが、日本の経済その他に有益な工作機械であるとかその他の機械は賠償に指定されながらも、使用を認められて現在に来ておるのであります。そこで実は講和規からいいますと、四月一日と三月三十一日では会計年度がわかれるとあります。そこで賠償年度では、三月三十一日までに賠償指定の解除が行われるとすれば、四月一日からはそれの管理に要する費用等を予算に計上する必要がなくなりますので、また賠償年度の解体といふことも年度末でできるかもしけれぬと思いまして、それで実は年度末までに解除をしてもらつた方が会計上は都合がいい、こういうつもりでおりましたが、先方ではどうせ講和條約が発効すれば全面的にこれはなくなるんだからして、今一つの措置をとつて、また講和條約発効になつて別の措置をとるというのでは、かえつてやつかいであろうと考えたのでありますよ。

それでこの際は特に措置はしない、但し民間所有の賠償指定物件についてはアメリカ側で今使つてないものは使わない、要するに現状のまま講和條約発効まで行こう、こういうことであります。

○岡崎國務大臣 講和條約が発効になりますれば、條約面からいえれば何にも制限はないわけですね。
○並木委員 嶋島局長が台湾から帰つて来たようですが、さしつかえないという点は、先ほどお尋ねされたとおりです。
○岡崎國務大臣 どうぞお聞きなさい。島民が必ずしも蔣介石政権とびつたり行つていなければならぬと思います。どうなつておりますか、報告をしていただきたいと思いま
す。
○岡崎國務大臣 嶋島局長は「昨日の夜帰つて参りました。昨日いろいろ報告を聞きましたが、まだ今話合いの最中でありますから、ここで交渉の内容を申し上げることは差控えたい」と思つたのであります。ただ御承知かとも思いますが、交渉においてのおもなる点は、国民政府側では、サンフランシスコ條約の條項をできるだけ多く取入れて、できればサンフランシスコ條約と同じような形の條約をつくりたいという希望であります。またわれわれの方からいいますと、吉田・ダレス書簡のようにありますように、国民政府が統治してありますので、その現実の事態とサンフランシスコ條約の條項とを、いか

に調整して行くかという点であらましで、これが基本的に重点の置き方が違うといいますか、先方は現実の事態よりも、サンフランシスコ條約を取入れるということに重点を置いておる。われ／＼の方では現実の事態になるべく重点を置こう。むろんサンフランシスコ條約の趣旨を取り入れることは異存がないのですが、その点で條約のタイトルをどうするかとか、いろ／＼な問題が出て来ておるのでありますと、僕島局長の報告では、原則的には相互の了解が非常に進んで来ましたので、初め心配していたような、意見がとうてい合わないというような問題はなくして、いかにお互いにその相手の意見を取り入れた双方に満足なものを作り上げるかという程度の問題になつて来ましたので、まだ時間は多少かかりますが、話し合いができないというような心配はおそらくない、いずれはまとまるものというふうに聞いております。また事実そうだらうと思います。

それから台湾の状況でありますと、いろいろ／＼今言われたようなお話をも報道も、現実に台湾内の治安は非常によく保たれていますし、当初のような、国民政府側と台湾土着の島民との間の気持の合わないといふような点も、この数年間のうちに非常にななりました。また食糧も輸出できるくらい豊富でありますから、治安とか人心の安定とかいうことは、案外想像したよりもはるかによろしいようであります。台湾全体について今はのところ何ら危惧されるようなことはないようであります。非常に平和にみな満足して暮しているというものが、現実の状況のよう

に思つております。

○並木委員 これは大体いつごろ日本條約の調印を見る予定ですか。

○岡崎国務大臣 これは実はまだよつといつごろという見当は私も申し上げかねますが、一つは、少し遅れておりますので、私ども国会でも、台湾との間の條約の締結が、アメリカの平和

条約批准の條件みたいにされているのではないかとか、いろ／＼な非難をしばしば聞いたのでありますと、幸か不幸か、條約の交渉が遅れているうちに、アメリカの批准はどん／＼進んで、あ

すにもできそうな形勢になつておりますので、この点は事実が説明して來たのでありますと、これは遅れたことがいいとは決して申しませんが、一つの事実の証明になつておると思います。

○仲内委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は三月二十五日午前十時より開

午後零時四十八分散会

会いたします。

〔参考〕

外務公務員法案(内閣提出)に関する

報告書

千九百四十六年十二月十一日にレ

ク・サクセスで署名された議定書に

よつて改正された麻薬の製造制限及

び分配取締に関する千九百三十一年

七月十三日の條約の範囲外の薬品を

国際統制の下におく議定書への加入

について承認を求めるの件(條約第

二号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

て資料の御提出を求めていたと思います。それは本日のこの委員会に上程になりました二つの法案、すなわち出入

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁